

## 支出項目 政務活動費 研修・会議費

No.1

29年 月日	内容	支出額(円)	累計額(円)
5 22	空き家対策シンポジウム～全国実態調査を踏まえて～	4,680	4,680
7 8～9	全国フェミニスト議会連合 サマーセミナーINぎふ	38,560	43,240
8 25～26	第57回 社会教育研究全国集会	9,660	52,900
8 26～28	第28回 日本抹消神経学会学術集会	38,720	91,620
10 28～29	生活困窮者によりそなう相談員のためのスキルアップセミナー	16,360	107,980
2 9～11	第22回 アメニティフォーラム	57,750	165,730
合計		165,730	

## 政務活動報告書

平成29年5月29日

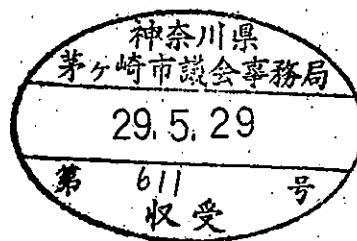
茅ヶ崎市議会議長  
白川 静子 様

(会派名) 市民自治の会  
(氏名) 小磯 妙子

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	平成29年5月22日
目的 地 (研修地)	東京都 会場: 弁護士会館2階講堂「クレオ」ABC

政務活動の結果(別紙のとおり)



研修会参加報告 市民自治の会 小磯妙子

名称	空き家対策シンポジウム ～全国実態調査を踏まえて～	
日時	2017年5月22日(月) 13:00~17:00	
主催	日本弁護士連合会	
場所	弁護士会館講堂 (東京都千代田区)	
目的	茅ヶ崎市の空き家対策として空家対策特措法に基づき策定された計画が有効であるかを見極め、地域の特性を生かした条例制定（予防と利活用を重視した）の必要性があり、全国の自治体調査の報告と課題を、今後の施策にいかすため。	
内容	<p>1) 講演 「空き家対策における法的諸課題」            北村喜宣（上智大学法科大学院教授）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家対策条例ブーム</li> <li>2009年「住宅・土地統計調査」結果公表、空き家戸数の増加、            空き家法の制定一例先行事案 全国一律性・地域的修正許容性            空き家法制定後の市町村の動き            条例廃止18自治体、一部改正89自治体、新規制定17自治体 計206条例</li> <li>市町村による空き家法のカスタマイズ、条例に空家法を組み入れる            どちらを選択するか</li> </ul> <p>2) 報告 「空家等対策の推進に関する特別措置法」施行1年を経ての            全国実態調査（日本弁護士連合会）</p> <p>H28年10月末実施 対象1741市区町村 回答702団体 40%</p> <p>空き家条例あり 151団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特徴 緊急安全措置・代執行措置の規定95 指名公表の規定34            空き家等以外の空き地、長屋等を対象とするもの13</li> <li>独自条例を制定しなかった理由            空き家法制鄭の動きがあり、その推移を見守った（約半数）</li> <li>・空家対策特措法</li> <li>・空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的には指針（H27年2月26日）</li> <li>・国交省ガイドライン（H27年5月26日）</li> <li>問題点・状態的未使用の認定に当たり「年間を通して建築物等の使用実績がないこと」を一つの基準としていること</li> <li>「居住～」の認定に立てって「建物の適切な管理が行われているか否か」の認定が困難であること</li> <li>・代執行を躊躇させる要因            代執行費用回収の見込みが低いこと 手続き規定未整備、代執行の経験がないこと</li> <li>空家対策計画の策定理由            自治体として空き家対策を明確にして推進できるから            計画策定により、補助金交付を受ける為（特例交付金措置 H29 23億円措置）</li> </ul>	

## 協議会設置

- 空家法制定の必要性 420 (59.8%) 必要であった  
必ずしも必要でなかった263 (37.5%) まったく必要なかった10 (1.4%)  
国に期待する支援、財政的支援、関連民事法の整備、事案集積・情報提供  
都道府県 財政的支援 県内の事案集積・情報提供  
今後 第三セクターの活用 (まちづくりセンター、空き家バンク) 必要性は感じているが活用方法については未検討  
自治会との連携 情報提供  
専門業者との連携 体制整備の必要性について検討段階  
弁護士(弁護士会)の関与が有益な分野  
財産管理人選任申立て等の民事手続きのサポート  
空家法第7条所定の協議会等への参加  
・・・・

## 3) 「尾道での空き家活用の教訓 ~空き家再生プロジェクトの10年間~」

- 渡邊義孝 (NPO法人尾道空き家再生プロジェクト理事)  
景観、地域づくりなど広い視点からの空き家対策  
仕掛ける人、呼応する人、不便さもまちの魅力として積極的にアピール  
観光と定住化のマッチング

## 4) パネルディスカッション

- ・全国一律の法制定 地方分権に逆行
- ・土地・建物の財産権 貢産権が角に強調される日本
- ・財産権の尊重より周辺への影響の視点で、(建築基準法、景観法、防災)
- ・景観法 条例 基準 組織整備体制
- ・法14条1項 景観上(人の好み)除却できない → 生命、身体への影響  
景観区域に入っているか 除却前の指導が有りうる

## ○所有者特定についての問題 相続人 自治体の課題

- ・略式の代執行 費用は
- ・行政代執行準用できるか? 強制徴収できない→民事訴訟→時効
- ・住民登録5年抹消 改正必要 住民基本台帳「保存するものとする」
- ・公共政策の観点から民事法を

## ○特措法の運用

- ・特定空家の4つの要件 地域住民の生活に支障  
「地域」「悪影響」「社会通念」「適用判断」 使いにくい 動物 ゴミ 立木
- ・ガイドライン必要か  
法的拘束力ない、自分たちでつくる(もつ)べき 自治体の判断、地域の実情
- ・詳しくなり過ぎた (自治体からの要求?) 法律が義務規定のため

## ○空き家の利活用

- ・民法上 所有者の特定 相続財産管理人の選任  
最後の相続放棄者の管理義務をめぐって
- ・不用品処理 一般廃棄物処理 市長の権限 産廃でない 業者に任せると違法

	<p>市長の権限 一括して収集する仕組み考える必要 十何な対応</p> <p>ゴミの問題 貸貸できない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仲介手数料なしで NPOなどに 安い中古不動産の流通</li> <li>税金の問題 謾渡した場合</li> <li>景観上残したい建物が空き家となって壊される場合 個別指定など必要 固定資産税減免措置</li> <li>中古に対する関心 売主の情報を買主に</li> <li>賃貸市場 相手のニーズに合わせて改装</li> <li>安心して契約できる環境 定期借地</li> <li>もともと空き家 借主が困らないように相談体制</li> <li>リフォームしたいが検査済証がない</li> <li>補助金制度 各種多数 所有者の申請</li> </ul> <p>賃借人はその都度所有者に依頼一申請可能にする制度必要</p> <p>「移住支援制度」</p> <p>○利活用のために必要な制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>まちの魅力 地域力 尾道の例民間の力、</li> <li>京都市の条例（32条）私人の財産→公共性</li> </ul> <p>○空き家発生の原因 いままにが起きているのか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過剰な住戸建設、無限定に拡大する住宅地 高齢化の過程におけるコスト増加</li> <li>流山市の事例 一部地域での急激な人口増→空き家増加 行政コスト増加</li> <li>賃貸アパート経営の失敗 債務地獄</li> <li>政策的要因</li> <li>土地所有権 日本は強い</li> </ul> <p>「公益の福祉」の観点から制約可能 用途規制 都市計画放から なかなか難しい</p> <p>○対症療法ではなく、政策的観点から、今後の都市計画、住宅政策はどうあるべきか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ヨーロッパの事例 まちの魅力を高めつつ人口減少に対応する用途規制</li> </ul> <p>○今後の空き家対策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の過剰供給抑止 法制度、自治体個別の条例（法をカスタマイズ）</li> <li>空き家放置→自治体の魅力半減→地域の問題としてとらえる、引き出す施策</li> <li>住宅供給抑制</li> <li>人口増前提の施策→容積率の変更</li> <li>負担の適正化 新築住宅建設に伴う公共施設増</li> <li>人口施策 自治体コントロール</li> <li>建築業界 新築→リフォーム（省エネ：内部エネルギーの活用）に依拠</li> </ul> <p>・・・・・</p> <p>○対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>税財政制度の変更 現存する住宅資源の再生活用を促進する制度</li> <li>（税の軽減・補助金）新築賃貸住宅への優遇措置、固定資産税優遇の変更</li> <li>新規住宅建設の抑制</li> </ul> <p>市街化調整区域の厳格な運用</p>
--	--

	<p>容積率の限定、高度規制によるマンション規制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後懸念されるマンションの空き家（室）問題は自治体の手に余る 国の問題</li> <li>・空家法だけでなく、広がりをもって捉える必要がある。自治体で枠組みづくり。</li> <li>老朽化建物の対策 各々の自治体に即した条例で対応</li> <li>・空家問題、今後、分譲マンションの修繕、管理 所有权処理困難 費用</li> </ul>
所感	<p>特措法施行後の自治体の状況について、詳細な報告がされ、課題が明確になった。</p> <p>常々、住民からの相談を受けている弁護士連合会が実施した効果で、具体的に住民が置かれている状況、また法的な問題が理解できた。</p> <p>法改正・整備は今後国レベルで改善されていくことと思うが、本市で条例として整えるべきことの整理ができた。</p> <p>特に、尾道の事例等から、都市政策・まちづくりを広い意味で捉え、福祉・教育・健康なども視野に入れた政策が必要と感じた。</p>
資料	当日プログラム（コピー）

日本弁護士連合会主催

金 8月20日 13:40

午後、税理士

会議室

用意

資料

日時：2017年5月22日（月）13:00～17:00

場所：弁護士会館2階講堂「クレオ」ABC

◆司会

安井 規雄 弁護士（日弁連法律サービス展開本部自治体等連携センター委員、東京弁護士会所属）

===== 空き家対策における法的諸課題 =====

◆基調講演

13:05～13:35

◇講師 北村 喜宣 上智大学法科大学院教授

==「空家等対策の推進に関する特別措置法」施行1年を経ての全国実態調査==

◆基調報告

13:35～14:05

◇報告者 伊藤 義文 弁護士（日弁連法律サービス展開本部自治体等連携センター委員、千葉県弁護士会所属）

= 尾道での空き家利活用の教訓～空き家再生プロジェクトの10年間～ =

◆報告

14:05～14:35

◇報告者 渡邊 義孝 NPO法人尾道空き家再生プロジェクト理事  
(一級建築士)

休憩(15分)

===== 空き家の解消のために、いま必要な取組は何か =====

◆パネルディスカッション

14:50～16:50

◇パネリスト

北村 喜宣 上智大学法科大学院教授  
伊藤 義文 弁護士

田 處 博 之 札幌学院大学法学部教授  
小 島 延 夫 弁護士（日弁連公害対策・環境保全委員会副委員長、  
東京弁護士会所属）

◇コーディネーター

幸 田 雅 治 弁護士（日弁連法律サービス展開本部自治体等連携センター  
条例部会長、第二東京弁護士会所属）

資料目次

1	PPT資料「空き家対策における法的諸課題」（北村喜宣）	P. 1
2	PPT資料「「空き家等対策の推進に関する特別措置法」施行1年を経ての全国実態調査（報告）」（伊藤義文）	P. 6
3	「空き家等対策の推進に関する特別措置法」施行1年を経ての全国実態調査 分析結果	P. 24
4	「空き家等対策の推進に関する特別措置法」施行1年を経ての全国実態調査 集計結果	P. 49
5	レジュメ「尾道での空き家利活用の教訓～空き家再生プロジェクトの10年間～」（渡邊義孝）	P. 88
6	リーフレット「尾道空き家再生プロジェクト」（渡邊義孝）	P. 89
7	リーフレット「尾道空き家再生プロジェクト・おのみち暮らしサポートメニュー」（渡邊義孝）	P. 91
8	尾道空き家再生プロジェクト 尾道暮らしへの手引書（渡邊義孝）	P. 94
9	中国新聞・朝日新聞記事抜粋（渡邊義孝）	P. 96
10	レジュメ「所有者の特定と相続人不存在」（田處博之）	P. 99
11	PPT資料（小島延夫）	P. 102
12	講師・報告者・パネリスト等略歴	P. 108

## 出張旅費計算書

摘要	市民自治の会 東京都千代田区 (政務活動費)		出張者 氏名	市民自治の会 小磯 妙子		
期日	平成29年5月22日 1日間		随行者 氏名			
経路	日数	泊数	キロ数	運賃(円)	急行料金(円)	金額(円)
茅ヶ崎-霞ヶ関 (JR東海道本線)	1		60.7	1,140		1,140
霞ヶ関-茅ヶ崎 (JR東海道本線)			60.7	1,140		1,140
計	1	0	121.4	2,280	0	(A) 2,280
日当	1	日×@	2,400			(B) 2,400
受講料	1	講座×@	0			(C) 0
合計	(A)+(B)+(C) 4,680		×	1		4,680



## 政務活動報告書

平成29年7月31日

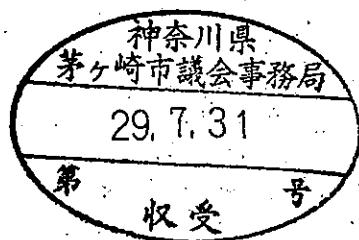
茅ヶ崎市議会議長  
白川 静子 様

(会派名) 市民自治の会  
(氏名) 小磯 妙子

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	平成29年7月8日、9日
目的 地 (研修地)	岐阜県岐阜市 ぎふメディアコスモス (岐阜市司町40-5)

政務活動の結果（別紙のとおり）



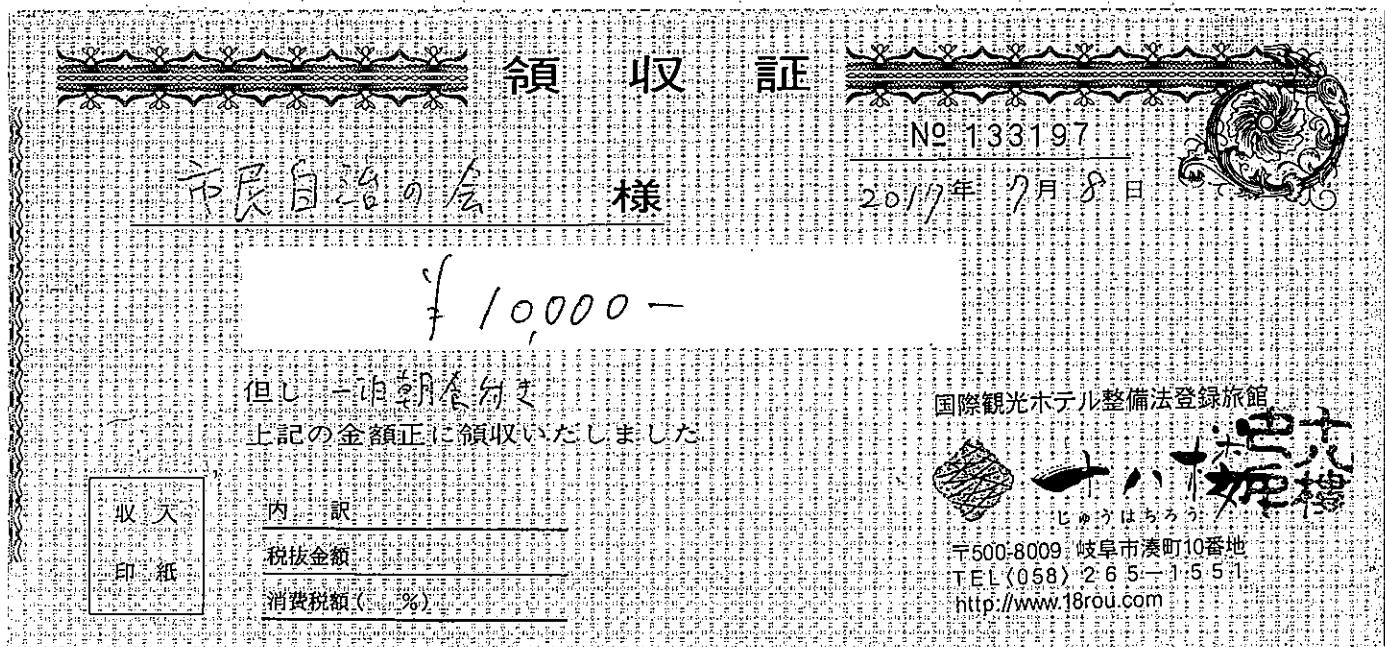
市民自治の会 小磯妙子 研修参加報告

研修名称 および開催地	「全国フェミニスト議員連盟サマーセミナーinぎふ 『女性が政治を変える！知恵と勇気と友情で！』」 (ぎふメディアコスモス：岐阜県岐阜市)
開催日	2017年7月8日（土）・9日（日）
主催等	主催：全国フェミニスト議員連盟 共催：岐阜市女性問題連絡会 後援：岐阜市
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政治分野における男女共同参画推進法」（仮称）の成立に向けて、国内外の状況を学ぶ</li> <li>・女性議員の活動について各地の取り組みの情報交換</li> <li>・岐阜市における学習支援の状況を学ぶ（第3分科会）</li> </ul>
研修概要	<p>7月8日（土）午後1時半～5時</p> <p>1) 基調講演          (仮)「政治分野における男女共同推進法」成立へ          講師：野田聖子（参議院議員議員）          ・国会議員における女性議員の活躍の必要性。          ・超党派での議員連盟による法案提出準備の様子について、および、成立の見込みについて、現在の政治情勢を踏まえて状況報告。          ・意見交換の場では、福島みづほ参議院議員からも追加の報告。</p> <p>2) シンポジウム「女性の視点から推進法を捉える」          パネリスト 森川幸江（弁護士）          村山鏡子（下呂市副市長）          白井えり子（日進市議会議員）          井上いほり（岐阜市本荘自治会連合会長）          ・意思決定の場に女性が参画することの影響について、市の役職、市議会議員、自治会連合会、それぞれの場で活躍されている方々からの報告。</p> <p>7月9日（日）午前9時半～11時15分</p> <p>分科会③ 「どの子も学べる環境を」          講師：原美智子（ぎふ学習支援ネットワーク理事）          若岡ます美（てらこや無償塾主宰）          ・岐阜市の「ぎふ学習支援ネットワーク」の活動の様子と          そのグループのひとつである「てらこや無償塾」から、具体的な活動報告。          ・質疑および意見交換</p>

所感	<p>「推進法」提出をめぐる国会での各党の状況が理解できたが、最終的にこの法案は衆議院の解散により頓挫してしまった。あらたな期のもとで最優先で取り組む課題であることをあらためて確認した。</p> <p>シンポジウムでは、政策決定の場に女性が参画していくことの必要性、その効果について、参加者からの確知の現状が報告され、どのようにして女性議員を増やしていくのかが議論された。法制度の整備とともに、クオータ制度の導入を政党に働きかけていくことの必要性、また国會議員だけでなく、地方議員レベルでの女性議員を増やすこと、また政党や組織に属さない女性議員の拡大、女性議員の能力開発など話は多岐にわたり、参加者それぞれエンパワすることができた。</p> <p>また自治会連合会という地域団体の連合会の長という井上さんかんからの活動の報告は大変参考になった。旧来の慣習にとらわれない抜本的な改善ができるのは、女性だからこそではないかと感じた。しかし、そこには、個人としての力量を超えた苦労があり、すべての地域でこのような状況になるのはなかなか難しいと感じた。</p> <p>・ · · · ·</p> <p>2日目の分科会、学習支援の報告では、生活困窮者自立支援法の枠組みの学習の場だけでなく、岐阜市内の各地域で開催されている「場」の報告が、具体的で大変参考になった。また、個々の学習支援の機能だけでなく、ネットワークすることで、学習の困難なことの背景が見えて来たときに、その問題に効果的に対応できることの報告がされた。この取り組みは、ぜひ本市でも生かしていきたいと感じた。</p>
資料	① 開催チラシ ②ぎふ学習支援ネットワーク活動紹介 (HPより)

**出張旅費計算書**

摘要	市民自治の会 岐阜県岐阜市 (政務活動費)			会派名	市民自治の会		
期日	平成29年7月8日、9日 2日間			出張者 氏名	小磯 妙子		
経路	日数	泊数	キロ数	運賃(円)	急行料金(円)	金額(円)	
茅ヶ崎一小田原 (JR東海道本線)	1	2	337.7	5,620	3,660	9,280	
小田原一名古屋 (JR新幹線)							
名古屋一岐阜 (JR東海道本線)	1	2	337.7	5,620	3,860	9,480	
岐阜一名古屋 (JR東海道本線)							
名古屋一小田原 (JR新幹線)	1	2	337.7	5,620	3,860	9,480	
小田原一茅ヶ崎 (JR東海道本線)							
計	2	2	675.4	11,240	7,520	(A) 18,760	
日当	2	日×@	2,400		(B)	4,800	
宿泊料	1	日×@ 1泊朝食付き	10,000		(C)	10,000	
夕食代	1	日×@	2,000		(D)	2,000	
受講料	1	2日間×@	3,000		(E)	3,000	
合計	(A)+(B)+(C)+(D)+(E) 38,560			人×1		38,560	



領 収 書

市民自らの会様 2017年 07月 08 日

¥	3	0	0	0
---	---	---	---	---

但し 2017/07/08 から 07/09 の議員参加費  
上記正に領収いたしました



全国フェミニン連盟  
サマーセミナー実行委員会  
委員長  
岐阜市松ヶ枝町2



## 政務活動報告書

平成29年8月31日

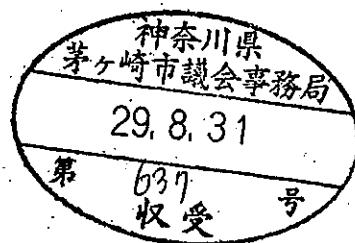
茅ヶ崎市議会議長  
白川 静子 様

(会派名) 市民自治の会  
(氏名) 小磯 妙子

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	平成29年8月26日 平成29年8月27日 平成29年8月28日
目的地 (研修地)	小田急ホテルセンチュリー相模大野 相模女子大学 11号館

政務活動の結果(別紙のとおり)



小磯妙子 (市民自治の会) 研修参加報告

セミナー	第57回社会教育研究全国集会【神奈川集会】 ともに生き、ともに学び、ともに語ろう ～暮らしと希望を育む社会教育をめざして～
日時	2017年8月26日(土)・27日(日)・28日(月)
場所	神奈川県相模原市 ホテルセンチュリー/相模女子大学
主催	第57回社会教育研究全国集会神奈川集会実行委員会 社会教育推進全国協議会
内容	<p>8月26日 第一全体会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 基調提案 (実行委員会より) 日本の社会教育政策の動向、神奈川の活動、学習と社会教育のための運動</li> <li>2) 神奈川からの発言 (リレートーク) 基地問題、多文化共生、子ども・若者支援、公民館活動</li> </ul> <p>8月27日 分科会 第9「自治体改革と住民の学び」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 公共施設の統廃合・再編を巡る現況と課題 角田英昭 (自治体問題研究所) 統廃合・再編の背景、政府の対応—自治体が計画策定</li> <li>2) まちづくりにおける「飯田モデル」の検証 木下亘一 (長野県教育委員会) 「飯田モデル」 地域づくりとの連携</li> <li>3) 地域コミュニティ推進施策と社会教育施設の役割</li> <li>4) 相模原市における行政改革と社会教育施設</li> </ul> <p>8月28日 課題別学習会 1. 自治体再編の動向と社会教育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 公共施設再販の動向と課題 長澤成次 (千葉大学) 資料②</li> <li>2) 「自治体改革と住民の学び」分科会における論点について 石井山竜平 (東北大学) 資料③</li> <li>3) 南足柄市と小田原市の合併問題の取り組みについて</li> </ul>
所感	第一全大会で紹介された神奈川の社会教育の取り組みは、長い積み重ねの中で、住民が課題解決をめざし手活動してきたことをあらためて確認した。若者や子どもの居場所、生涯学習、平和・核廃絶・基地問題、環境問題等多岐かつ長期にわたり住民の活動を支えてきた公民館を中心とした社会教育施設の役割をあらためて検証することができた。 社会教育法の改正により、地域活動の拠点の意味合いが強くなっている公民館に関しては「飯田モデル」と言われるあえて積極的に関わりをもつなかで、地域団体、地域活動に社会教育の視点が浸透していく状況を担当者から詳細に聞くことができたことは有意義だった。日常の住民自治の基礎があってこそその結果とは思うが、茅ヶ崎市の公民館の取り組みにもぜひ生かしていきたいと思った。
資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 全国集会 案内</li> <li>② 「自治体再編の動向と社会教育施設」(長澤成次)</li> <li>③ 「分科会報告「自治体改革と住民の学び」より」(石井山竜平)</li> </ul>

社会教育研究全国集会 2017@相模原  
分科会「自治体改革と住民の学び」より

東北大学 石井山竜平

1. 市民的に確認されてきた諸原則が崩されていく事態

(1) 茅ヶ崎

茅ヶ崎の公民館は、市民の運動の中から生まれた。図書館や文化資料館などの家庭学級や市民教養講座に参加した子連れの女性たちの「子連れでも学びたい」「公民館があれば保育ができる」、市立の「公民館が欲しい」という動きから、公民館建設の要望へと繋がっていった。1976年(昭和51年)、「茅ヶ崎市に公民館をつくる会」が発足し、建設に向けての勉強が始まった。その後名称を「茅ヶ崎の社会教育を考える会」と変え、現在まで機関誌「息吹き」は328号となっている。

(中略)・・・2017年度から新たな動きとして正規職が再任用(過5)に変る公民館が出てきた。正規職員が館長のみで、再任用と嘱託職員という体制に移行してしまうのか、一時的な対応なのか、公民館運営審議会での十分な議論はされていない。

(中略)・・・公民館の状況は厳しい。5館で整備が終了したため、そのカバーできる地域が限られたことから、「利用できない市民」「利用しない市民」が住民の多くを占めたことは否めず、その後に整備されたコミセンが、より身近な存在になっている地域もある。「公民館でなければできないこと」「公民館になにを求めるか」をしっかりと考えなければならない時である。

(小磯妙子氏の報告、集会資料集、91~91頁より)

(2) 相模原

・・・市は、平成29年2月、議会の全員協議会で、公民館の使用料導入案を示し、公民館運営協議会等、関係団体へ説明を行い、9月定例会で条例改正を提案、平成30年4月の施行をめざしています。

(中略)市は、減免規定を考えています。減免対象は、自治会やPTA、社協など、公益性の高い活動を行う団体とし、「人のために取り組む団体」と説明しますが、強い違和感を覚えます。個々人の学びや活動と差別化するのはなぜでしょうか。趣味ではなく、課題を抱えて活動している当事者団体も有料になるのでしょうか。

ますます増える高齢者が、公民館活動で、生きがいや楽しみを持ち、生活してくれば、医療や介護の費用の削減にもつながりますし、職員の仕事も減ります。有料にな

れば、公民館利用を控えて、孤立する市民が増える懸念があり、また、お金を払うことでの市民にお客様意識が生まれ、職員との関係が変わったり、公民館運営に協力する気持ちが薄れたりすることも考えられます。減免規定は、団体の差別化や地域住民の分断にもつながりかねません。

(野元好美氏の報告、集会資料集、93頁)

## 2. 今日の公共施設再編政策の背景と特徴

### (1) 背景

総務省は2014年4月に、地方自治体に対し公共施設の総合かつ計画的な管理を推進するため、公共施設等総合管理計画を速やかに策定するよう要請した。2017年3月末で、都道府県・指定都市は100%、市区町村も98%になる。(中略)

統廃合・再編の背景は何か。1つは、公共施設の老朽化である。自治体の公共施設は、高度経済成長期以降の1970年代から80年代に急速に増えた。通常、公共施設は30年で大規模改修、60年で廃止される。そのため、現在ある施設の多くは、今後、大規模改修に加え更新も必要になり、経費が急増する。

2つ目は、財政の悪化である。現在、自治体は介護・子育て需要の増大、貧困化の拡大等で社会保障経費が急増し、財政が逼迫している。ところが国は積極的な財政支援や制度改革は行わず、地方に更なる行政改革や経費削減を求め、自治体では単独事業、特に経費が急増する公共施設の改修・更新費が標的にされている。

3つ目は、人口減少、人口構成の変化、少子高齢化等に伴う住民の利用需要の変化である。

### (2) 進められ方

計画の策定に向けて、政府は各自治体に①所有する公共施設等の現況及び将来の見通し、②総人口や年代別人口の推移を踏まえた今後の見通し、③公共施設等の維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費及び充当可能な財源の見込みを明らかにすること、④計画は進捗状況に応じて順次バージョンアップすることを求めている。

実地に向けて政府は、公共施設等解体撤去等に係る地方債の特例措置(除去債)、②集約化・複合化(床面積減)に係る地方財政措置(公共施設等最適化事業債)、③転用事業に係る地方債措置(地域活性化事業債の拡充)を行い、推進を図っている。

### (3) 各自治体の計画内容、実地方針の特徴

基本方針を見ると、どの自治体も①施設の総量を規制する、②新規施設は原則つくりない、③複合化、集約化を図る、④長寿命化を推進する、⑤PPP/PFIを優先活用する、⑥受益者負担の適正化、資産の有効活用を図る、⑦資産の活用を行う、を柱にしている。

#### (4) 合併との関係

平成の大合併では市町村は3232から1718に激減した。合併自治体では、施設保有量の多さが指摘され、人口に見合った削減が提起されている。丁度、合併算定替の特例期間の終了、交付税の段階的削減、廃止の時期に入っており、それが統廃合・再編に拍車をかけている。実質的には編入合併地域（周辺部）が標的になり、さらに人口減少、過疎化が進みかねない。

（角田英昭報告、当日資料より）

### 3. 政府の住民自治「強化」策と飯田市の対応

#### (1) 近年の地域運営組織に関する政策

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2016年改訂版）：地域課題解決のための持続的な取り組み体制の確立に向けた「小さな拠点」や地域運営組織の設立／内閣府「地域課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」（2016年3月～）、最終報告書（2016年12月）／総務省「地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査報告書」（2017年3月）／経済産業省「地域を支えるサービス事業主体のあり方に関する研究会」報告書（2016年4月）など。

（荻野亮吾氏 当日資料より）

#### (2) 飯田市の地域自治組織の導入

一時期、自治会長の一部と「社会教育の終焉論」を支持する一部の行政職員により、飯田市の公民館制度に対する強い風当たりはあったが、2005年10月、飯田市の公民館制度を高く評価する牧野光朗氏が飯田市長となつたことが大きなきっかけとなり、現在の制度に落ち着く流れとなった。新たな地域自治組織は、2008年4月に発足したが、20の地区ごとに配置された飯田市の各地区公民館は、地域自治組織の基盤となる住民組織「まちづくり委員会」の一委員会として位置づけられた。

（中略）現在地区公民館長のうち6人がまちづくり委員会の会長OBであるが、そのうちのある公民館長の言葉が印象的である。「新しい地域自治組織制度を作るなかで、まちづくり委員会全体を草創期の公民館のようにとらえて組織を運営しようとしたが、

公民館以外のまちづくり委員会制度は、廃棄物の分別回収など行政施策の補完的な仕事や、インフラ整備についての要求取りまとめなどの活動が中心で、自分達でまちづくりを進めるという姿勢が生まれにくい。やはり公民館がまちづくり委員会の核として活動することが必要である。」と、あらためて公民館の存在に期待する発言をしている。

### (3) 公民館を起点に自治体・自治体職員を変革する「飯田型」

公民館で住民との協働を学んだ主事たちは、「現場にこそ問題解決の糸口がある。」「多くの住民同士が知恵を集めれば、それだけ解決の筋道が豊富に見えてくる「主体となり成果を上げることが実感できた住民は、次の活動にも足をふみだすことで、自治の担い手として育っていく」など、様々なことを学び、その完成が次の職場の仕事ぶりにも影響を及ぼしている。(中略) 松澤氏(元飯田市長、1972年就任)は「飯田市役所全体を公民館のようにしたい」と考えていた。その思いを共有する職員は私も含めて少なくない。(中略)

合併による自治体の広域化は、住民と行政の距離を広げ、権力装置としての性格を色濃く表わしたり、住民に対するサービスの提供者としての一方通行の流れを助長する傾向にあるように感じている。

むしろ自治体が広域化すればするほど、住民自治を担保する仕組みや、それを支える狭域行政の充実が求められるのではないだろうか。

そう考えると、飯田市において公民館は、住民自治を支える土台として、これからますますその位置づけが重要になるとを考えている。

(木下亘一氏、当日資料より)

## 4. 主な感想、論点

### (1) 行政の劣化

去る7月22日、中央公民館利用者に説明会が開かれ、「平成30年3月31日を持って中央公民館は閉館・廃止する予定」と説明されました。・・・寝耳に水です。また、市議会においても、中央公民館の機能と役割や移転先についての議論はなされておらず、市民的議論も全くなされていません。教育機関である中央公民館の廃止が行政の独断で決定されよいはずではなく、議論が尽くされていない中での一方的な廃止提案に憤りと怒りを禁じえません

(当日資料、岡山市職員労働組合『雄叫』2017年8月15日号より)

「法律を無視して問答無用で壊していく。どれほどの良心がそこにあるのか。」「行政が劣化している。そうしたなかで、大変なところで悩んでいる人もいる。」

「有料化の問題などは、一市民にとってあまり関係ないと思ってしまっていた。しかし今日の議論に学んで、根本的なことがいとも簡単に破られる国に住んでいるのだ、それはもっと大きな普遍的な問題だと思った。」「とても面倒くさくてうまくいかないことを、ちゃんと蓄積している職員がどれだけいるのか、ということが大事だと感じた。」

#### (2) 住民の関心をいかに引き出すか

「公共施設の再編問題に、住民は関心を示さない。このまま行けば、行政が示したとおりにすすんでいくのではないか。住民の学びがなければ。」「以前は、社会のことが公民館で学ばれていたが、そういうことが少なくなってきた。関心を示してくださるのは、こうした昔の公民館を使っていた人。いまの人々には響かない。それをどうしたらよいのか」

「人権学習。本当に困窮している人がたくさんいる社会、こうした人をひとりぼっちにしない。そのために取り組んでいる人たちがたくさんいる。こうした存在を市民にきちんと届けていくことが大事。」

#### (3) なぜ有料化はいけないのか

「橋本市は、有料化が議会で否決された。それは、提案者の説明が稚拙、かつ、市民に意見が聞かれていないことが原因だったが、こうしたうごきと並行的に職員の中では、有料化が入ると、職員と利用者の関係が変わってしまう、ということの問題を確認してきた」「ともに学ぶという関係をとろうとしたときに、『お金を払う、もらう』という関係が前提では、不利である。」

#### (4) 現場職員の意識の温度差をいかに越えるか

「職員間でも温度差が大きい。果たして職員が、この問題を問題として果たしてきちんととらえられているのか。こうした職員の意識が、運動をすすめるなかでの一番の弊害。一番犠牲になるのは市民の人であることを確認しながら進めていきたい。」

#### (5) あらためて自治体がすべきこととは何かを考えよう

「自治体の財政の厳しさや公共施設の統廃合が必然と考えざるを得ない状況のなかで、自治体は何をすべきかをしっかりと考えないといけない。そして、自治のためには、住民の学習と、それを支える職員の存在が必要。」

「公民館を基点に、自治体職員を変革する、育てる、ということが仕組み化している飯田の話を感激しながら聞いた。」

「本来であれば、意志決定に関わる立場の人が、専門家や、現場と長く関わってきた職員と、しっかりと話し合い、学ばなければならないのに、それができていない。そもそも、そういう力量は一朝一夕では育たない。」／飯田には、そうした蓄積にある人が役場にいる。多くの自治体の場合、意志決定件をもつようなポストに、ふさわしい人がない。」

「こんなちは、自治体職員と住民が、敵対関係の構図となってしまいがちである。そのことを越えるためにも、こうした関係ではない行政職員と住民の関係の持ち方が、これから公務員になっていく学生たちが体験できる機会が必要。こうした学習機会を作り出せる連携を。」

2017年8月27日

## 自治体再編の動向と社会教育施設

長澤 成次

### 1. 自治体再編と社会教育施設

#### (1) 平成の大合併

「明治の大合併」1888年(M21) : 71314 ⇒ 1889年(M22) : 15820 (市制町村制施行)

「昭和の大合併」1953年(S28) : 9868 (町村合併促進法) ⇒ 1961年(S36) : 3472 (新市町村建設促進法一部失効)

公民館数 : 1955年 34816館 ⇒ 1960年 20183館

「平成の大合併」1999年(H11年) : 3232 ⇒ 2010年(H22) : 1727、2014(H26) : 1718

#### (2) 浜松市 : 2005年7月 : 政令市になるために12市町村合併。

2007年4月 : 政令指定都市

2005年8月 : 浜松市行財政改革推進審議会 (会長 鈴木修・スズキ会長)

財産の見直しが議論。

2008年4月 : 資産経営課設置 (公共部門で「資産経営」をはじめて使用)

2009年4月 : 資産経営推進方針 (2009~2015) 439施設 (229:閉鎖、153:管理主体変更、24:譲渡、33:貸付)

#### (3) さいたま市 : 2001年5月 : 浦和・大宮・与野市が合併。2005年に岩槻市を編入。

\* 政令市への移行 : 生涯学習総合センター・拠点公民館・地区公民館、

\* 自律的な教育機関の性格が後退する中で「九条俳句」不掲載事件が生起。

#### (4) 千葉市 : 1992年 : 政令市に移行。2000年4月に中核となる公民館体制に移行。

区ごとに公運審、各館に公民館運営懇談会を設置。指定管理者制度への移行

(2018年4月から千葉市教育振興財団へ)

\* 千葉市公民館への指定管理者制度導入問題で問われたもの

① 千葉市公民館を考える会 : 3回の図書館公民館フォーラム、11回の公民館フォーラムの開催、市長・教育委員会への4回の要望書提出、2回の陳情書 (2016年12月議会では「慎重審議」を求める陳情採択)、2回の記者会見。

社会教育を共に学ぶ会 : 29回。

② 社会教育委員会議の在り方 (教育委員会からの諮問、2016年3月における「素案」以降の事務局案は附議されず)

③ 千葉市教育委員会事務局の在り方 (指定管理ありきで市民に対する「説明会」実施)

④ 2014年5月27日 (社会教育委員会議の非公開)、2017年6月12日教育委員会非公開。\* 指定管理者選定に関する教育委員会も非公開? \* 問われている市民参加の内実と民主主義。

(5) 南足柄市 : 中部公民館、福沢公民館・岡本公民館はコミセンへ(2011年)、市民部生涯学習課に補助執行。30館近い自治公民館。

小田原市：2007年に公民館条例廃止。生涯学習センター本館・国府津学習館・5つの分館。

## 2. PPP/PFI の導入と公共施設再編

2014年4月：総務省「公共施設等総合管理計画」策定要請。2017年3月末まで都道府県・政令市：100%、市区町村98%。

2015年12月：「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」（要請）（内閣府政策統括官・総務省大臣官房地域力創造審議官より）

2016年3月：「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引き」（内閣府民間資金等活用事業推進室）「…導入に適さないと評価した場合には次に掲げる事項をインターネット上で公表する…透明性を確保するとともに、住民及び民間事業者に対する説明責任を果たす…」「PPP/PFI手法に関する職員の養成及び住民に対する啓発」：PPP/PFI手法の導入に関する住民及び民間事業者の理解、同意及び協力を得るための啓発活動を行うことが望ましい」

## 3. 習志野市で何が起こっているか—習志野市大久保地区公共施設再生事業

2008年「公共施設マネジメント白書」2014年3月「習志野市公共施設再生計画」。

2016年9月：公募プロポーザル方式。4グループから参加表明、3グループから辞退。結局提案審査委員会では1グループのみ審査。習志野市PFI導入指針（5つの原則：公共性・民間経営資源活用原則・効率性・公平性・透明性（事業の発案から終了に至る全過程を通じて透明性が確保されること）。2017年3月事業契約締結・72億3000万・23年間。

### 提案審査委員会での議論から

第1回会議で非公開を決定。契約締結後公開。PFI事業と民間付帯事業（「住居の提案だが、駅前の一等地をワンルームマンションに使うメリットがあるのか」（第3回S委員）、「社会貢献をもとめるのは非常に難しい」（第3回H委員長）、「利用者から得る収入は…民間事業者の収入となる」（第2回事務局）、「公民館についてはコミセン的な空間だけ…」（第3回H委員長）、「複合化についてのメリットが説明文になかった」（第3回H委員長）、「全体として何をするのかという方向性についての記載が全くない」（第3回T委員）、「要は言葉だけで何も提案がない」（第3回T委員長）、「図書館でロボットが案内するというところが少し疑問」（第3回S委員）、「提案内容について構想・計画とも全て標準以上をつけることはできない」（第4回H委員長）、「図書館に関する部分での質疑は最低点よりも低い」（第4回T委員）、「やらないよりやったほうがいい」（第4回N委員）

2017年8月24日市民説明会より（大久保市民会館6時30分から8時50分ごろまで）

「図書館とマンションのバルコニーが向かいあっている。これが基本設計とは情けない」「公民館の事務室がない」（総合エントランスで対応）「統合される屋敷公民館・ゆうゆう館・などからは遠くなる」「SPCの会社としての実態がない」（まだ電話を引いていない）「一等地を民間に貸すのではなく市にふさわしい施設にしてほしい」「大久保の踏切では5人が亡くなっている」「誕生！！みんなが集い交わる生涯学習と市民活動の拠点」といいながら説明会になぜ教育委員会がきていないのか」

出張旅費計算書

摘要	市民自治の会 神奈川県相模原市 (政務活動費)	出張者 氏名	市民自治の会			
			小磯 妙子			
期日	平成29年8月26日 平成29年8月28日 3日間	随行者 氏名				
経路	日数	泊数	キロ数	運賃(円)	急行料金(円)	金額(円)
茅ヶ崎—藤沢 (JR東海道本線)			7.5	200		200
藤沢—相模大野 (JR小田急江ノ島線)	1		23.1	310		310
相模大野—藤沢 (JR小田急江ノ島線)			23.1	310		310
藤沢—茅ヶ崎 (JR東海道本線)			7.5	200		200
茅ヶ崎—藤沢 (JR東海道本線)			7.5	200		200
藤沢—相模大野 (JR小田急江ノ島線)	1		23.1	310		310
相模大野—藤沢 (JR小田急江ノ島線)			23.1	310		310
藤沢—茅ヶ崎 (JR東海道本線)			7.5	200		200
茅ヶ崎—藤沢 (JR東海道本線)			7.5	200		200
藤沢—相模大野 (JR小田急江ノ島線)	1		23.1	310		310
相模大野—藤沢 (JR小田急江ノ島線)			23.1	310		310
藤沢—茅ヶ崎 (JR東海道本線)			7.5	200		200
計	3		183.6	3,060		(A) 3,060
日当	3	日×@	1,200		(B)	3,600
受講料	3	講座	3,000		(C)	3,000
合計	(A)+(B)+(C) 9,660	×	人	1		9,660

8/26~28

会講料

領

收

証

様

N-2

★2009-

但し  
2017年8月16日

社会教育推進全国協議会  
〒162-0818 東京都新宿区築地1-19番地  
小野ビル2F TEL 03-3285-1555

内訳  
税額  
脱税額等  
消費税額等

取  
印  
紙

クレ-カ-1097

## 政務活動報告書

平成30年3月7日

茅ヶ崎市議会議長  
白川 静子 様

(会派名) 市民自治の会  
(氏名) 小磯 妙子

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	平成29年10月28日、29日
目的地 (研修地)	東京都小金井市 (東京学芸大学)

政務活動の結果 (別紙のとおり)



市民自治の会 小磯妙子 研修参加報告

研修名称 および開催地	生活困窮者によりそう相談員のためのスキルアップセミナー (東京学芸大学: 東京都小金井市)
開催日	2017年10月28日(土)・29日(日)
主催等	主催: 一般社団法人 社会的包摂サポートセンター
目的	生活困窮者自立支援法に基づく相談支援体制の概要を学ぶとともに、実践現場の課題を共有し、本市の相談事業等に生かす。
研修概要	<p>10月28日(土) 13時30分～16時30分</p> <p>1) 分科会「基礎講座」</p> <p>1-2 「精神障がい、精神疾患」～こころ(心)・からだ(体)・暮らし(暮)～</p> <p>講師: 鶴田啓洋(一般社団法人 Saa・Ya 代表理事) 藤原奈美(一般社団法人よりそい支援かごしま)</p> <p>事例報告者: 精神疾患当事者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「精神障害・精神疾患・メンタルヘルス・心の病」</li> <li>・法律における定義と負のイメージの問題</li> <li>・当事者発表</li> <li>理解を深めるためにできること</li> </ul> <p>10月29日(日) 9時30分～15時</p> <p>1) 分科会「専門ラインからプロフェッショナルな相談を見る、学ぶ」</p> <p>「生活困窮相談のための「言葉・文化」のちがいとの付き合い方を学ぶ」</p> <p>講師: 金朋央(NPO法人コリア NGOセンター)</p> <p>事例報告者: 外国籍労働者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概要説明およびロールプレイおよびグループワーク</li> </ul> <p>2) 講演会</p> <p>「人を信じられない病・信頼障害としてのアディクション」</p> <p>講師: 小林桜児(医師、神奈川県立精神医療センター依存症診療科・依存症研究室)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・依存症(アディクション)の症状について</li> <li>・援助の在り方について</li> </ul>
所感	<p>「精神障害・精神疾患」という法律的な用語より、「メンタルヘルス・心の病」という言葉が普及することにより、「心の病」に対する本人・家族・社会の理解のハードルが低くなっている時代の変化を感じた。それに伴って第三者に相談する機会が増えていくが、行政や民間の体制が十分であるかというと課題は多く残る。</p> <p>全国組織であるよりそいホットラインの相談員と、当事者からの報告は、現実的、普遍的であり、本市の生活困窮者自立支援相談窓口に参考になるものだった。特に精神疾患や外国籍の労働者など、困難な事例を抱えた相談者に、どう向き合うか、正確な知識だけでなく、相談者の視線、遣う言葉の重要性がロールプレイをみて実感できた。</p>

資料	<ul style="list-style-type: none"><li>① 開催要項チラシ</li><li>② 「精神障がい、精神疾患」(パワーポイント資料)</li><li>③ 「在日外国人の相談・支援活動に携わるにあたって意識したいこと、準備しておきたいこと」(パワーポイント資料)</li><li>④ ロールプレイ資料</li><li>⑤ 「人を信じられない病 信頼障害としてのアディクション」(パワーポイント資料)</li></ul>
----	---

出張旅費計算書

摘要	市民自治の会 東京都小金井市 (政務活動費)			出張者 氏名	市民自治の会 小磯 妙子		
期日	平成29年10月28日 平成29年10月29日 2日間			随行者 氏名			
経路	日数	泊数	キロ数	運賃(円)	急行料金(円)	金額(円)	
茅ヶ崎—新宿 (JR湘南新宿ライン)			65.3	970		970	
新宿—国分寺 (JR中央線)			21.1				
国分寺—学芸大学 (銀河鉄道バス)	1		1.6	170		170	
学芸大学—国分寺 (銀河鉄道バス)			1.6	170		170	
国分寺—新宿 (JR中央線)			21.1	970		970	
新宿—茅ヶ崎 (JR湘南新宿ライン)			65.3				
茅ヶ崎—新宿 (JR湘南新宿ライン)			65.3	970		970	
新宿—国分寺 (JR中央線)			21.1				
国分寺—学芸大学 (銀河鉄道バス)	1		1.6	170		170	
学芸大学—国分寺 (銀河鉄道バス)			1.6	170		170	
国分寺—新宿 (JR中央線)			21.1	970		970	
新宿—茅ヶ崎 (JR湘南新宿ライン)			65.3				
計	2		352.0	4,560		(A) 4,560	
日当	2	日×@	2,400			(B) 4,800	
受講料	1	講座(2日 合わせて)	7,000			(C) 7,000	
合計	(A)+(B)+(C) 16,360			人×1		16,360	

23032

領 収 証

No.

市民白鳥の会 様

平成27年10月28日

★ ￥11,000

但し、スナックアベニュー(後説参照)

上記金に領収いたしました。

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

一般社団法人

社会的包摶サポートセンター

〒113-0033 東京都文京区本郷

35-16

石水本社

コクヨ ワケー1036



## 政務活動報告書

平成30年1月25日

茅ヶ崎市議会議長

白川 静子 様

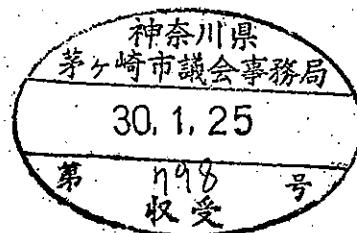
(会派名) 市民自治の会

(氏名) 和田 清

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	平成29年8月25日～平成29年8月26日
目的 地 (研修地)	愛知県名古屋市 (愛知県産業労働センター)

政務活動の結果 (別紙のとおり)



平成30年1月25日

視察報告書

和田 清

1、日時……2017年8月25日8:20~26日16:00

2、会場……愛知県産業労働センター

3、参加者……和田清

4、内容……日本末梢神経学会学術集会「ネットワークを俯瞰する」

5、概要及び総括

末梢神経の病気に関して、治療・リハビリ・支援等の国内最先端の研究および実践の発表、合わせて末梢神経難病の団体が会場にブースを設置し、医療関係者への啓もう、当事者団体間の交流などが行われた。

難病患者への支援策として、当事者運動の実態や支援の在り方について学ぶことが出来た。最先端の取組みについて学習し、支援のネットワーク構築に向けて参考事例が多数見受けられた。

地域で孤立しがちな難病患者とその家族に対する支援の必要性を痛感した視察であった。

# 出張旅費計算書

摘要	市民自治の会 愛知県名古屋市 (政務活動費)			出張者 氏名	市民自治の会 和田 清		
	平成29年8月25日 平成29年8月26日 2日間						
期日	経路	日数	泊数	キロ数	運賃(円)	急行料金(円)	金額(円)
	茅ヶ崎一小田原 (JR東海道本線)	1	1	25.3	5,400		9,460
	小田原一名古屋 (JR新幹線ひかり)			282.1		4,060	
	名古屋一小田原 (JR新幹線ひかり)	1		282.1		4,060	
	小田原一茅ヶ崎 (JR東海道本線)			25.3	5,400		9,460
	計	1	1	614.8	10,800	8,120	(A) 18,920
日当	2	日×	@ 2,400		(B)	4,800	
宿泊料	1	日×	@ 素泊まり 1泊 12,800		(C)	12,800	
朝食代	1	日×	@ 1,000		(D)	1,000	
夕食代	1	日×	@ 200		(E)	200	
受講料	(資料費用として)			1,000	(F)	1,000	
合計	(A)～(F)		×	1		38,720	

※宿泊先 スマイルホテル名古屋栄 1泊 素泊まり

宿泊代の上限14,000円のため、夕食代2,000円のところを200円で計上

## 領 収 書

2017年8月25日 No. 001506

市民自治の会 様

収入印紙

金額

¥ 12,800-

上記金額には、消費税￥ が含まれます。

但し 12,800円代にて

上記の通り領収いたしました。

現 金  
クレジット

株式会社ホスピタリティオペレーションズ  
 Smile Hotel スマイルホテル名古屋本  
 TEL: 052-265-5231 FAX: 052-265-5232

取扱者

8/26 賃料等費

## 領 収 証

市民自治の会

様 No.

★ ¥ 1,000.-

但

2017年8月26日 上記正に領収いたしました

内 訳

 〒466-8550 名古屋市昭和区鶴舞町65  
 名古屋大学大学院医学系研究科手の外科内

収 入

印 紙

税抜金額

消費税額等( %)

 学神日本第一  
 術経本集  
 学未人合  
 印合梢回

コクヨ ウケ-107

## 政務活動報告書

平成30年3月22日

茅ヶ崎市議会議長  
白川 静子 様

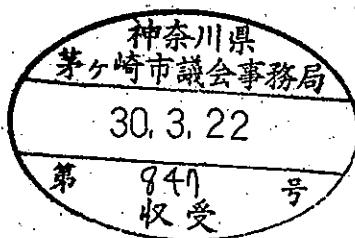
(会派名) 市民自治の会

(氏名) 和田 清

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	平成30年2月9日～平成30年2月11日
目的 地 (研修地)	滋賀県大津市 (びわ湖プリンスホテル)

政務活動の結果 (別紙のとおり)



2018年3月22日

## 視察報告書

和田 清

1、日時・・・2018年2月9日～11日

2、会場・・・びわ湖大津プリンスホテル

3、参加者・・・和田清

4、内容・・・第22回アメニティフォーラム（別紙参照）

○ 5、概要及び総括

今回の焦点は、①障がい福祉制度の変更点 ②発達障害児者への支援 ③子育てに関する支援 ④医療ケア児対策 ⑤触法者への支援 があげられる。法改正に関しては、地域生活支援の充実に向け、特に医療ケアの必要な児童に対する支援強化が強調された。

マスコミにもたびたび取り上げられるように、医療の進歩によって、医療ケアが、「治療のため」から「医療ケアを受けながら病気と一緒に生きる」ための支援に力を入れていく国の姿勢が明確になり、いくつかの支援策が立ち上がったことが目を引いた。

また、子育て支援の中でも、養護施設か障がい児施設に入所すべき子どもたちも、里親によって、より家庭的な成育環境を保障しようという動きが全国で展開されている報告等があり、これからの中の福祉の在り方について考えさせられた。

**出張旅費計算書**

摘要	研修 滋賀県大津市 第22回アメニティーフォーラム 【政務活動費】			会派	市民自治の会		
期日	平成30年2月9日から 平成30年2月11日まで 3日間			出張者 氏名	和田 清		
経路	日数	泊数	キロ数	運賃(円)	急行料金(円)	金額(円)	
茅ヶ崎一小田原 (JR東海道本線)	1		465.0	7,530	5,060	12,590	
小田原一京都 (JR新幹線)							
京都一大津 (JR琵琶湖線)			3.4				
無料シャトルバス (びこ湖大津プリンスホテル)							
無料シャトルバス (びこ湖大津プリンスホテル)	2	2	3.4	7,340	4,620	11,960	
大津一米原 (JR琵琶湖線)							
米原一小田原 (JR新幹線)			445.0				
小田原一茅ヶ崎 (JR東海道本線)							
計	3	2	916.8	14,870	9,680	(A) 24,550	
日 当	3	日× @	2,400		(B)	7,200	
朝食代	2	日× @	1,000		(C)	2,000	
夕食代	2	日× @	2,000		(D)	4,000	
研修費	3	日間 @	20,000		(E)	20,000	
合 計	(A)～(E) 57,750			×	1	57,750	

※ホテル代金計上せず

## 領 収 証

2018年2月9日

市民自治の会

下記の通り確かに領収いたしました。

¥20,000-

但し、下記内訳のとおり

アメニティーフォーラム実行委員会  
代表 [REDACTED]  
〒520-3202 滋賀県湖南市西峰町1-1  
TEL0748-75-8210 FAX0748-75-8270

■内訳

科 目	単 価	数 量	金 額
アメニティーフォーラム22 参加費	¥20,000	1	¥20,000
合 计			¥20,000